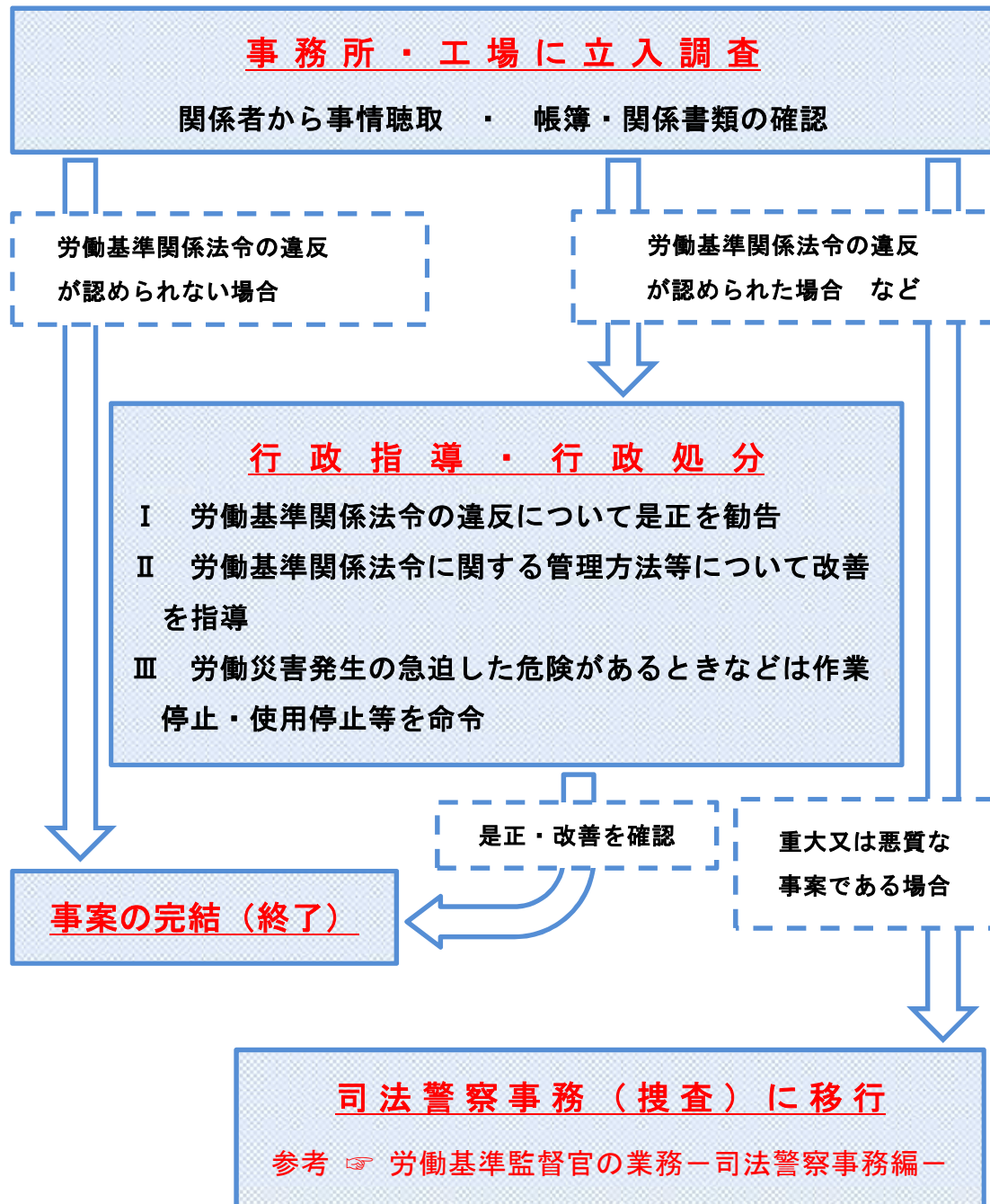


労働基準監督官の業務

－ 臨検監督編 －

＜ 臨検監督の一般的な流れ ＞

臨検監督における一般的な業務の流れは、以下ようになります。



労働基準監督官が臨検監督の対象とする事業場は、あらゆる業種の事業場です。

第三次産業に分類される事業場のほか、建設現場、食料品製造業、化学コンビナートといった第二次産業に分類される事業場や農業などの第一次産業に分類される事業場に対しても臨検監督を行っています。

労働基準監督官の業務の中心となるのが臨検監督に関する業務です。

建設現場を臨検監督する場合には作業着、ヘルメット、安全靴、安全帯を着用し、4～5の建設現場を1日かけて臨検監督することもあります。

建設現場では、現場の状況や安全衛生関係の書類を見て、墜落のおそれがないか、労働者が建設機械と接触するおそれがないか、建設機械を運転している労働者がその資格を有しているか、労働災害を発生させないよう元方事業者¹が安全衛生管理に関する対策を講じているかなどについて確認しています。

また、一般労働条件や過重労働による健康障害²に関する問題（賃金不払残業³や長時間労働など）が懸念される事業場に対しての臨検監督では、賃金台帳やタイムカードといった賃金の支払いや労働の実態を示す書類や、定期健康診断結果個人票や医師による面接指導⁴の結果記録などといった労働者の健康管理に関する書類のほか、その事業場の経営状況の実態を示す財務諸表などについても確認することがあります。

＜ 近年のトピックス ＞

社会問題化している行政課題に対しては、厚生労働省本省、労働局、労働基準監督署が一体となって解決のための取り組みを行っています。

ここでは、近年におけるその一例（厚生労働省の報道発表資料の抜粋）をご紹介します。

○ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する対策

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化（平成25年8月）

¹ 建設現場では仕事の一部を請負人（請負業者）に請け負わせていることがありますが、このうち、最も先次の請負人のことを元方事業者とといいます。

² 長時間にわたる過重労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられており、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとの医学的知見が得られています。

³ いわゆるサービス残業のことです。労働基準法では、時間外労働に対して、法定の割増率で計算した割増賃金を支払わなければならないとされていますが、時間外労働に対して割増賃金を支払わないことを賃金不払残業とといいます。

⁴ 労働安全衛生法では、労働時間が一定の時間数を超えるなどした場合、「医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握して、これに応じて必要な指導を行うこと）を行わなければならない。」とされています。

1 長時間労働の抑制に向けて、集中的な取組を行います。

9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的に監督指導等を実施

2 相談にしっかり対応します。

9月1日に全国一斉の電話相談を実施

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施ー 重点監督を実施した約8割の事業場に法令違反を指摘 ー（平成25年12月）

過重労働重点監督の結果

1 平成25年9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に実施した「過重労働重点監督」（以下「重点監督」という。）の結果は、次のとおりです。

（1）重点監督の実施事業場：5, 111事業場

（2）違反状況：4, 189事業場（全体の82.0％）に何らかの労働基準関係法令違反

〔違反・問題等の主な事例〕

・長時間労働等により精神障害を発症したとする労災請求があった事業場で、その後も、月80時間を超える時間外労働が認められた事例

・社員の7割に及ぶ係長職以上の者を管理監督者として取り扱い、割増賃金を支払っていなかった事例

・営業成績等により、基本給を減額していた事例

2 これまで及び今後の対応

上記1の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、是正に向けた指導を行いました。

是正がなされていない事業場については、引き続き、是正の確認を行っていきます。それでもなお、法違反を是正しない事業場については、送検も視野に入れて対応します（送検した場合には、企業名等を公表します。）

○ トラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対する対策

自動車運転者を使用する事業場に対する平成24年の監督指導、送検の状況を公表（平成25年10月）

〔平成24年の監督指導などの概要〕

自動車運転者を使用する6, 007事業場に、監督指導を行った。そのうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められたのは、4, 924事業場（全体の82.0％）。重大または悪質な労働基準関係法令違反により送検を行ったのは80件。

○ 胆管がん発症に関する各種対策

胆管がん発症に関する各種取組状況について（平成24年7月）

大阪府の印刷事業場での胆管がんの発症を受けて実施している原因究明に関し、医学的調査の実施、全数調査等の取組の具体的な内容を以下によりお知らせします。

1 印刷業に対する全数調査の実施について

先般、印刷業で洗浄作業を行う等の561事業場を対象に実施した一斉点検の結果を踏まえ、有機溶剤を使用するすべての事業場に対して、有機溶剤中毒予防規則（以下「有機則」という。）等の遵守を徹底させることを目的として、次のような集中的な取組を行う。

（1）有機溶剤等の使用状況に関する調査

全国の印刷業事業場（製本業及び6月に実施した一斉点検の対象事業場を除く。）約16,000を対象に、7月下旬に調査票を送付して回答を求める。

（2）有機則等に関する集団説明会

9月から10月にかけて全国各地で実施。

（3）立入調査等の実施

1及び2の取組の結果、法令の周知が十分でないと考えられる事業場等をリストアップする。労働基準監督官、労働衛生専門官等が個別に事業場を往訪し、有機則等の遵守状況を現場で確認、法令違反があれば是正させる。

○ 賃金不払残業の対策

平成23年度に監督指導により支払われた割増賃金の合計額は約146億円—平成23年度 賃金不払残業（サービス残業）是正の結果まとめ—（平成24年10月）

全国の労働基準監督署が、平成23年4月から平成24年3月までの1年間に、残業に対する割増賃金が不払になっているとして労働基準法違反で是正指導した事案のうち、1企業で100万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況を取りまとめました。

- ・ 是正企業数 1,312企業
- ・ 支払われた割増賃金合計額 145億9957万円
- ・ 対象労働者数 11万7002人

○ 管理監督者の適正化対策

多店舗展開する小売業等の店舗における管理監督者⁵の範囲の適正化について－ 具体的な判断要素を整理した通達を発出 －（平成20年9月）

小売業、飲食業等において、いわゆるチェーン店の形態により相当数の店舗を展開して事業活動を行う企業における比較的小規模の店舗における店長等について、十分な権限、相応の待遇等が与えられていないにもかかわらず労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者として取り扱い、長時間の労働が行われ、また、時間外労働に対する割増賃金が支払われないなど不適切な事案がみられるため、今般、全国の労働基準監督署において監督指導を行うとともに、把握した実態を踏まえ、最近の裁判例も参考として、店舗の店長等の管理監督者性の判断に当たっての特徴的な要素を取りまとめ、本日、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて通達した。

⁵ 労働基準法にいう「監督若しくは管理の地位にある者」（管理監督者）は、職務内容、責任と権限、勤務態様及び賃金等の待遇を踏まえて判断されることとなりますが、十分な権限、相応の待遇等が与えられていないにもかかわらず、管理監督者として取り扱う不適切な事例が全国的にみられていました。